

『知らないと損する事業承継と相続の知恵』

～後継者がどう育て、どう引き継ぐか!会社法を活かしたスムーズな事業承継法～

講座内容

- ①事業承継・・・中小企業は最初に何をすべきか?
- ②事業承継に必須!相続・贈与の基礎知識
- ③近年の税制改正が相続に与えた影響は?
- ④もめない遺産分割のためにやっておくべきこと
- ⑤土地や建物など・・・財産評価はどうする?
- ⑥事業承継・・・ある製造業のモデルケース



講師

税理士
小野税務会計事務所 所長

おのめぐみ
小野 恵 氏

- 日時：平成28年11月25日(金) 13時30分～16時30分
- 会場：坂出商工会議所会館6階 大会議室 (〒762-8508 坂出市京町3-3-8)
- 定員：40人 ■受講料：無料
- 主催：香川県商工会議所連合会 ■主管：坂出商工会議所
- お問合せ・お申込先：坂出商工会議所 (TEL0877-46-2701/FAX0877-45-6165)

香川県からのお知らせ

事業主の皆様へ

事業主(給与支払者)には、**個人住民税の特別徴収義務**があります。

個人住民税の特別徴収義務について

特別徴収とは、事業所において、毎月の給与を支給される際に、従業員の個人住民税(市町村民税+県民税)を給与から天引き(特別徴収)して該当市町村に納めていただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)はすべて、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定されており、所得税と同様、個人住民税を給与から天引き(特別徴収)する義務があります。

特別徴収への切替についてのご相談は

各市町住民税担当課へ

特別徴収制度についてのお問合せは

各市町住民税担当課または
香川県庁税務課(TEL:087-832-3068)へ

香川県中小企業BCP優良取組事業所認定制度

香川県では、BCP(事業継続計画)を策定した中小企業の事業所のうち、優れた取組みを行っている事業所を香川県中小企業BCP優良取組事業所として認定します。認定を受けた事業所は、香川県のホームページで公表します。

【対象事業所】 県内に事業所のある中小企業

【認定基準】 この認定制度は「自社の取組みだけでなく、取引先や地域と連携した取組みを促進し、環境の変化に強い企業・地域を作る」ことをコンセプトとしています。詳細な認定基準については、下記ホームページをご覧ください。

【申請期間】 平成28年10月11日(火)から平成28年12月28日(水)まで(必着)

【審査方法】 審査委員会による書類審査・面接審査

お問合せ先
申請先

香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ 電話:087-832-3345
ホームページ (<http://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/bcp/nintei.html>)

香川県中小企業BCP優良取組事業所認定

検索